

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 こども家庭センター

許認可等の内容		母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業に係る支給決定
根拠法令等及び条項		栃木市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第10条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 第2条～第4条及び第10条第1項
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 2年 3月17日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱抜粋 (対象者)</p> <p>第2条 給付金の支給対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父であって次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有すること。</p> <p>(2) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。</p> <p>(3) 就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、講座を受講させることが適職に就くために必要であると認められること。</p> <p>(4) 過去に給付金の支給を受けていないこと。</p> <p>(対象講座)</p> <p>第3条 事業の対象講座は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座</p> <p>(2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座</p> <p>(3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座</p> <p>(4) その他前3号に準じる講座で、市長が指定するもの</p> <p>(支給対象経費及び支給額)</p> <p>第4条 給付金の支給対象経費及び支給額は、次の表の左欄に掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>	

受給資格者	支給対象経費及び支給額
1 受講開始日において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者	対象教育訓練の受講のために支払った費用（対象教育訓練の受講に際し教育訓練施設に対して支払われた入学料（入学金又は登録料）、受講料（受講費、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）であって最大1年分）並びにこれらの経費に係る消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。）の額に100分の60を乗じて得た額。ただし、その額が20万円を超えるときは20万円とし、1万2,000円を超えないときは支給しないものとする。
2 受講開始日において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者	対象教育訓練の受講のために支払った費用の額に100分の60を乗じて得た額。ただし、その額が修学年数に20万円を乗じて得た額を超えるときは、80万円を上限として修学年数に20万円を乗じて得た額とし、1万2,000円を超えないときは支給しないものとする。
3 受講開始日において1又は2以外の受給資格者	1又は2に定める支給額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金若しくは特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額。ただし、その額が1万2,000円を超えないときは支給しないものとする。

（給付金の支給決定）

第10条 市長は、支給申請書を受理した場合は、受給要件、講座の受講状況、受講に要した経費等について審査し、支給を決定するものとする。

2 略